



平成 28 年 7 月 21 日

各 位

会社名 市 光 工 業 株 式 会 社
代表者名 代表取締役社長 オードバディ アリ
(コード番号：7244、東証第1部)

問合せ先 経営企画室長 高森 正樹
(TEL 0463-96-1442)

譲渡制限付株式報酬としての新株式発行に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 7 月 21 日開催の取締役会において、下記のとおり、新株式の発行（以下「本新株発行」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 発行の概要

(1) 払 込 期 日	平成 28 年 8 月 10 日
(2) 発行する株式の種類 及 び 数	当社普通株式 184,000 株
(3) 発 行 価 額	1 株につき 283 円
(4) 発 行 総 額	52,072,000 円
(5) 募集又は割当方法	特定譲渡制限付株式を割り当てる方法／第三者割当
(6) 出 資 の 履 行 方 法	金銭報酬債権の現物出資による
(7) 割当ての対象者及び その人数並びに割り 当てる株式の数	当社の取締役（独立社外取締役 2 名を含み、その他の社外取締役をのぞき ます。） 6 名 126,000 株 執行役員 5 名 58,000 株
(8) そ の 他	本新株発行については、金融商品取引法による有価証券通知書を提出して おります。

2. 発行の目的及び理由

当社は、平成28年5月24日開催の取締役会において、当社の取締役及び執行役員（以下「取締役等」と総称します。）に対して当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、取締役等と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、取締役等を対象とする新たな報酬制度として、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入することを決議し、また、平成28年6月29日開催の第86回定時株主総会において、本制度に基づき、取締役に対して、譲渡制限付株式の付与のために、年額76百万円以内（うち社外取締役1百万円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含みません。）の金銭報酬債権を支給すること及び譲渡制限付株式の譲渡制限期間として1年間から5年間までの間で当社の取締役会が定める期間とすることにつき、ご承認をいただいております。

なお、本制度の概要等につきましては、以下のとおりです。

本制度は、当社の取締役等に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、取締役等と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、取締役等に対し、譲渡制限付株式を交付する報酬制度として導入するものです。

取締役等は、本制度に基づき当社から支給された金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けることとなります。本制度に基づき取締役に対して支給する金

金銭報酬債権の総額は、年額76百万円以内（うち社外取締役1百万円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含みません。）といたします。取締役等への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定いたします。また、本制度により取締役に対して発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年380,000株以内とし、その1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として本制度に基づき割り当てられた当社の普通株式を引き受ける取締役等に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定されます。

また、本制度による当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と取締役等との間で譲渡制限付株式割当契約を締結するものとし、その内容としては、①取締役等は、一定期間、当該譲渡制限付株式割当契約により割当てを受けた当社の普通株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと、②一定の事由が生じた場合には当社が当該普通株式を無償で取得すること等が含まれることといたします。

今回は、当社グループが属する自動車部品業界における経営者報酬の水準等を考慮し、役員として有能な人材を登用するとともに、各役員の新なるモチベーションの向上を目的といたしまして、金銭報酬債権合計52,072,000円（うち当社取締役6名に対しては合計35,658,000円、当社執行役員5名に対しては合計16,414,000円、以下「本金銭報酬債権」といいます。）を付与することにいたしました。また、本制度におきましては、複数年度にわたる中長期的な企業価値向上のためのインセンティブとして導入いたしました。導入初年度である今回につきましては、本制度の導入による効果等を見極めるため、譲渡制限期間を2年間としております。

本新株発行は、本制度に基づき、割当予定先である取締役6名及び執行役員5名（以下「対象取締役等」と総称します。）が当社に対する本金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行を受けることとなります。

3. 株式割当契約の概要

当社と各対象取締役等と個別に譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結いたしますが、その概要は以下のとおりです。

(1) 譲渡制限期間平成28年8月10日～平成30年8月9日

(2) 譲渡制限の解除条件

①対象取締役等が在任中に譲渡制限期間が満了した場合又は対象取締役等が任期満了により退任又は退職した場合（ただし、下記②の場合を除く。）

譲渡制限期間が満了した時点をもって、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」といいます。）に係る譲渡制限を解除する。

②対象取締役等が払込期日から1年以内に任期満了により退任又は退職した場合

払込期日から1年を経過した日をもって、本割当株式の数を2で除した数（ただし、計算の結果1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り上げるものとする。）の本割当株式に係る譲渡制限を解除する。

③対象取締役等が任期満了以外の正当な理由又は死亡により退任又は退職した場合

対象取締役等の退任又は退職の直後の時点をもって、払込期日を含む月から対象取締役等が退任又は退職した日を含む月までの月数を24で除した数に本割当株式の数を乗じた数（ただし、計算の結果1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てるものとする。）の本割当株式に係る譲渡制限を解除する。

(3) 当社による無償取得

譲渡制限が解除されない本割当株式について、当社は当然に無償で取得する。

(4) 株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象取締役等が野村証券株式会社に開設した専用口座で管理される。

また、当社及び対象取締役等は、本割当株式に係る譲渡制限等の実効性を確保するために、各対象取締役等が保有する本割当株式の口座の管理に関連して野村証券株式会社との間において契約を締結している。

(5) 組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、取締役会の決議により、払込期日を含む月から当該承認の日を含む月までの月数を24で除した数に、組織再編等承認日において当該対象取締役等が保有する本割当株式の数を乗じた数（ただし、計算の結果1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てるものとする。）の本割当株式について、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る譲渡制限を解除する。

4. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

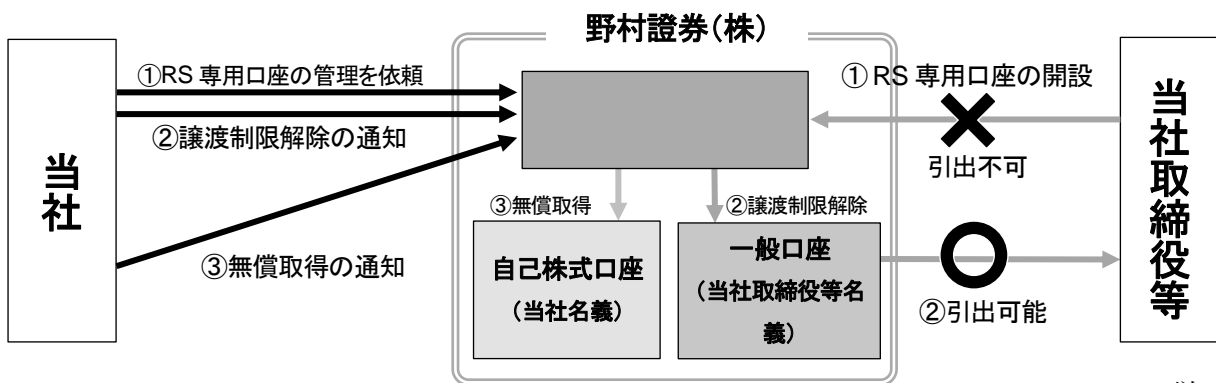
割当予定先に対する本新株発行は、本制度に基づく当社の第87期事業年度の譲渡制限付株式報酬として支給された金銭報酬債権を出資財産として行われるものです。発行価額につきましては、恣意性を排除した価額とするため、平成28年7月20日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所市場第1部における当社の普通株式の終値である283円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的と考えております。なお、この価額は東京証券取引所市場第1部における当社の普通株式の1ヶ月（平成28年6月21日から平成28年7月20日まで）終値単純平均値である266円（円未満切捨て。終値単純平均値において、以下同じであります。）からの乖離率6.39%（小数点以下第3位四捨五入。乖離率の計算において、以下同じであります。）、3ヶ月（平成28年4月21日から平成28年7月20日まで）終値単純平均値である272円からの乖離率4.04%、及び6ヶ月（平成28年1月21日から平成28年7月20日まで）終値単純平均値である239円からの乖離率18.41%となっておりますので、特に有利な価額には該当しないものと考えております。

なお、上記価額につき、平成28年7月21日開催の取締役会に出席した監査役全員（うち社外監査役2名）は、発行価額が取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的と考えていることから、特に有利な価額には該当しない旨の意見を表明しております。

5. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本新株発行は、①希薄化率が25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないことから、東京証券取引所の定める上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続きは要しません。

（ご参考）【譲渡制限付株式（RS）制度におけるRSの管理フロー】



以上